

災害発生時の園児・児童の引き渡しについて

香美町立村岡幼稚園・村岡小学校では災害発生時の園児・児童の引き渡しにつきまして下記により対応いたします。ご確認いただき、有事にはご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 引き渡しについて

メール等の通信が不能の場合も考えられるため、メールの有無に関わらず、次の基準を確認し、児童の引き取りをお願いします。

【引き渡し基準】

保護者等への引き渡しの基準は、

「震度5弱以上」の地震が発生した場合とする。

2 その他

地震以外の有事におきましても、学校長が保護者への引き渡しが妥当であると判断した場合は、引き取りをお願いすることがあります。ご承知おきください。

なお、香美町ルールについては、以下に記載していますのでご確認ください。

香美町ルール【緊急時の児童・園児の登下校・登降園について】

	地震発生時のルール	<津波による被害が予想される学校> 大津波・津波警報の発令時のルール
児童生徒が在宅中	・ 震度5弱以上の地震 が発生した場合は、学校から連絡があるまで自宅または避難場所に待機とする。	・警報が発令された場合は、地域の鉄筋コンクリートの建物3階以上か高台の避難場所へ避難する。 ・警報が解除されても、校内及び通学路に浸水等の被害がないなど安全確認の上、登校の連絡をする。それまでは、避難場所での待機とする。
児童生徒が登下校中	・危険物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない安全な場所に避難し、揺れが収まったら、登校する。 ・ 震度5弱以上の地震 の場合は、揺れが収まったら学校または家の安全な方へ避難する。	
児童生徒が在校中	・ 震度5弱以上の地震 が発生した場合は、 引き渡しによる下校 とする。(保護者の迎えがあるまで、学校に待機させる) ・震度4以下では、異常がなければ授業を再開する。通学路の安全を確認の上、集団下校等、安全に配慮して下校する。	・警報が発令された場合は、校舎の3階以上または〇〇〇の高台へ避難し、児童生徒を保護する。 ・ 警報が解除されるまで、引き渡しは行わず、学校等で待機させる。 ・警報の発令中に、迎えに来た保護者については、警報が解除されるまで、児童生徒とともに、避難する。

なお、このルールは文部科学省が「学校防災マニュアル（地震・津波）作成の手引き」において、「引き渡しルール（例）」の中で示している「**震度5弱以上**」の地震を基準とし、香美町においてもこのルールに準拠することとしています。